

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

注目!

令和8年7月15日
—第97号—

電気やガスの訪問販売に注意!

相談事例

突然、事業者がやってきて「安くなるのでアパートの他の住人全員が契約した」と電気の契約先の変更を勧められた。アパートの住人が全員変更するなら、契約先の電気が使えなくなるのではないかと思い、契約することにした。契約先変更に伴う説明書は受け取ったが、契約書面はすべて渡し、自分の控は受け取っていない。



アドバイス



- 電気やガスを含め、**突然の訪問で勧誘を受けた場合は、その場で契約せず、事業者名や連絡先、目的等をよく確認**しましょう。
- 電気やガスの検針票には、契約の切り替えに必要な**顧客番号や供給地点特定番号等**が書かれています。契約の意思がなければ、見せることをはっきりと断り、**検針票の記載情報は慎重に取り扱い**ましょう。
- 「アパート全体が契約している」と言われた場合は、必ず**管理会社等に確認**しましょう。「料金が安くなる」と勧誘された際は、プラン内容を確認し**他事業者と比較して検討**しましょう。
- 特定商取引法上の**訪問販売に該当する場合は、事業者から適法な契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフ**できます。
- 困ったときは、お近くの消費生活センター等にご相談ください。



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 月～金 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 月～金 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

注意情報

配線器具 その使い方、間違っていないですか？正しく使って安全に

消費者へのアドバイス

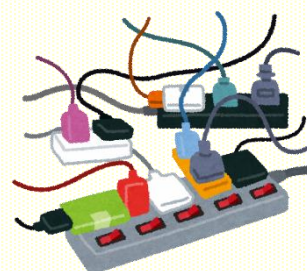
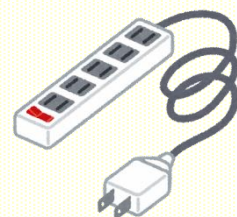
配線器具（延長コード、テーブルタップなど）には**使用可能な消費電力**（定格消費電力）が定められており、それを超えて使用すると**火災につながる恐れ**があります。表示されている定格消費電力を超えないように注意しましょう。

炊飯器など消費電力の大きな電気製品の中には、**延長コード**などの使用を禁止している製品もあります。接続する電気製品の取扱説明書を必ず確認しましょう。

電源コードをねじ曲げる、踏みつけるなど、**外部から大きな力**が加わる使い方をすると、**電源コードが損傷**して**異常発熱**や**発火の原因**になります。

電源プラグを長期間差し込んだままにすると、コンセントとの隙間に**ほこり**や**水分**が付着して**発火する恐れ**があります。定期的に掃除しましょう。

延長コードやテーブルタップなどの**配線器具には寿命**があります。**異臭**や**変色**がないか定期的に確認し、古くなったら交換をするようにしましょう。



消費者ホットライン「188番」

お住いの地域の〒（郵便番号）が

分かる ①
郵便番号(7桁)を入力

分からない ②
お住いの地域を選択
(固定電話の場合のみ)

お住いの地域の相談窓口または
山口県消費生活センター等に繋がります

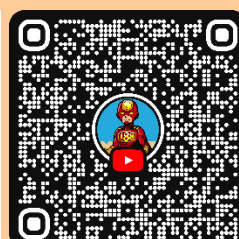
SNSでの情報発信



LINE



X (旧Twitter)



YouTube